

第3回 熊本市教育行政審議会 次第

令和8年（2026年）1月26日（月）9：30～12：30

熊本市教育センター4階 大研修室

1 開 会

2 審 議

(1) 前回のまとめについて

(2) 具体的な対応策について

【事例3】「いじめの定義について」

- ① 事務局説明
- ② 質疑
- ③ 意見交換

【事例4】「第三者委員会について」

- ① 事務局説明
- ② 質疑
- ③ 意見交換

3 報 告

答申の進捗管理について

4 諸 連 絡

5 閉 会

第3回 熊本市教育行政審議会 座席表

日時:令和8年(2026年)1月26日(月)9:30~

場所:熊本市教育センター 4階 大研修室

熊本学園大学社会福祉学部教授
子ども家庭福祉学科長
出川 聖尚子 会長

会長

日本大学文理学部教授
未富 芳 委員

熊本大学名誉教授
吉田 道雄 委員

臨床心理士
スクールカウンセラー
江崎 百美子 委員

保護者
西村 則子 委員

熊本市立高橋小学校長
西 崇伯 委員

日本体育大学大学院
体育科学研究科教授
南部 さおり 委員

兵庫教育大学大学院
学校教育研究科教授/弁護士
神内 聡 委員

熊本市教育委員
村田 槇 委員

教育ジャーナリスト
星槎大学客員教授
中西 茂 委員

熊本市立北部中学校長
打出 敬 委員

報道関係者(報道カメラエリア)・傍聴席

(事務局)

熊本市教育行政審議会委員

	区分	氏名	所属団体・役職等
1	学識経験者	出川 聖尚子	熊本学園大学社会福祉学部教授・子ども家庭福祉学科長
2	学識経験者	南部 さおり	日本体育大学大学院体育科学研究科教授
3	学識経験者	未富 芳	日本大学文理学部教授
4	学識経験者	神内 聡	兵庫教育大学大学院学校教育研究科教授 弁護士
5	学識経験者	吉田 道雄	熊本大学名誉教授 熊本市いじめ防止等対策委員
6	地方教育行政関係者	村田 楨	熊本市教育委員
7	法曹関係者	村田 晃一	弁護士
8	医療福祉関係者	江崎 百美子	臨床心理士 スクールカウンセラー
9	報道関係者	中西 茂	教育ジャーナリスト 星槎大学客員教授
10	保護者	西村 則子	保護者
11	教職員	打出 敬	熊本市立北部中学校長
12	教職員	西 崇伯	熊本市立高橋小学校長

【委員の任期】令和7年(2025年)7月1日～令和9年(2027年)3月31日

11・12に関しては令和7年(2025年)8月1日～令和9年(2027年)3月31日

第3回 熊本市教育行政審議会資料

令和8年（2026年）1月26日（月）
熊本市教育委員会事務局

1

- 1 第2回熊本市教育行政審議会のまとめ
- 2 第3回審議会の論点
- 3 具体的な対応策について
 - (1) 事例3「いじめの定義について」
 - (2) 事例4「第三者委員会について」
- 4 報告（進捗状況について）
- 5 今後のスケジュール

【参考資料】

- 1 神内委員からの追加意見
- 2 末富委員からの提言資料
- 3 事例3 いじめの定義について
- 4 事例4 第三者委員会について
- 5 委員等報酬に関する資料

2

熊本市教育行政審議会における6つの論点

(1) いじめへの対応について

(2) いじめの調査について

(3) いじめの定義について

(4) 第三者委員会について

(5) 熊本市いじめ防止等基本方針について

(6) 事務局から追加で審議していただきたい論点

3

1 第2回熊本市教育行政審議会のまとめ

(1) いじめへの対応について

①いじめの根絶は難しいので、予防だけでなく、早期発見、早期介入が必要ではないか

前回の審議会での意見の要約

【予防】

- ・長期休業前後はリスクが上昇するので、長期休業への備えをする必要がある。

【早期発見】

- ・「みんなには聞かないでほしい」などの発言はいじめの存在をにわかせているので、理由をしっかりと聴くことが大切である。
- ・記録の徹底をする必要がある（日時/場所/状況/発言/希望など）。また、録音する場合は、取り扱い（保管方法）のルール化も必要である。
- ・小さな事案も対応次第では大きな事案になるので、小さな時からていねいに対応する必要がある。

4

1 第2回熊本市教育行政審議会のまとめ

(1) いじめへの対応について

①いじめの根絶は難しいので、予防だけでなく、早期発見、早期介入が必要ではないか

前回の審議会での意見の要約

【早期介入】

- ・初期対応をルール化すべきである。
- ・報告があった時点で必ず動くことをルールに明文化するとよい。
- ・担任だけで抱え込まず、学年主任や管理職、専門家（SC等）と情報共有し介入する必要がある。
- ・教育委員会にも早期に報告すべきである。

追加でいただいた意見の要約

【初期対応】

- ・教師には優先すべき業務もあるので、児童の申告だけでなく、紛失した物にも着目して対応すべきである。
- ・「初期対応の重要性」については精緻な議論が必要である。

5

1 第2回熊本市教育行政審議会のまとめ

(1) いじめへの対応について

②生徒指導の経験が浅い先生が増えてきているので、学校全体の対応力を向上させる手立てが必要ではないか

前回の審議会での意見の要約

【組織対応】

- ・担任任せにせず、複数対応、学年・管理職・専門職（SC等）で組織的に対応すべきである。
- ・管理職の積極的関与が必要であり、関与のタイミングを明確化すべきである。

【人材育成】

- ・管理職の保護者対応トレーニング研修が必要である。
- ・ロールプレイ研修を実施し、問いの深掘り練習をする必要がある。

【マニュアル化】

- ・生徒指導対応マニュアルを整備する必要がある（初期対応手順、質問例、支援的・探索的な声かけの方法など）。

6

1 第2回熊本市教育行政審議会のまとめ

(1) いじめへの対応について

③教師がいじめの対応に追われ、他の児童生徒への教育の機会が減少しているのではないか

前回の審議会での意見の要約

【分担・分散】

- ・チームで対応し、役割を分担すべきである。担任はまずクラスの授業が第一であり、対応は管理職や生徒指導主事、SC・SSWなどの専門家で行う。また、関係機関（警察やこどもの権利サポートセンター等）との連携をすることも必要である。
- ・複数回対応する場合は、担任・学年主任→管理職→弁護士など段階的に移行して対応するとよい。

【時間の管理】

- ・保護者対応は原則30分（最大1時間）とする、相談は原則勤務時間内とする、といった時間管理をルール化する必要がある。（東京都カスタマー・ハラスメント防止条例を参考）

7

1 第2回熊本市教育行政審議会のまとめ

(1) いじめへの対応について

③教師がいじめの対応に追われ、他の児童生徒への教育の機会が減少しているのではないか

追加でいただいた意見の要約

【優先順位】

- ・いじめにも程度の差があるので、他の児童生徒への対応（欠席児童生徒や気になる児童生徒への対応など）と比較しながら優先順位を判断する必要がある。

8

1 第2回熊本市教育行政審議会のまとめ

(1) いじめへの対応について

④加害者・被害者双方への教育的介入（支援）の具体策が必要ではないか

前回の審議会での意見の要約

【加害者】

- ・加害者の保護者へも早期に情報共有をすべきである。

【被害者】

- ・児童生徒の安心・安全についてはクラス替え、席替え、別室登校などを行うことで確保する。
- ・心理的ケアについてはS C面談等を行う。
- ・学習は他学級での授業、オンライン授業などで保障する。
- ・権利の保障については相談機関（警察・弁護士等）を周知する。

【関係者】

- ・聞き取り(特に警察等外部機関の聴取)後のケア体制を構築する必要がある。

9

1 第2回熊本市教育行政審議会のまとめ

(1) いじめへの対応について

④加害者・被害者双方への教育的介入（支援）の具体策が必要ではないか

追加でいただいた意見の要約

【支援】

- ・ルールを守りながら、人を傷つけてしまったり、傷つけられたりすることで学んでいくこともあるので、それに応じた支援の方策を考える必要がある。

10

1 第2回熊本市教育行政審議会のまとめ

(1) いじめへの対応について

⑤被害者の保護者が過剰に反応し、学校側が疲弊し対応困難になっているので、外部機関との連携が必要ではないか

前回の審議会での意見の要約

【保護者対応】

- ・「言った、言わない」を防止するため、録音・記録を義務化すべきである。
- ・カスハラ対応ルールを作成すべきである。
- ・「(仮)熊本市いじめ対応のガイドライン」(ルールブック)を作成し、事前に保護者・こどもに明示する必要がある。
- ・被害・加害双方と情報を共有すべきである。

【外部機関との連携】

- ・外部機関との連携を進めるとよい。ただし、連携後の情報のフィードバックを制度化する必要がある。

11

1 第2回熊本市教育行政審議会のまとめ

(2) いじめの調査について

①現在の日本のしくみは調査偏重であるため、今後は被害者支援や加害者への介入に重きをおくべきではないか

前回の審議会での意見の要約

【調査】

- ・聴取は事実確認のための最小限にし、検証可能な事項は即確認する
- ・カメラを計画的に配備するとよい。ただし、保存期間、個人情報、情報開示の明文化する必要がある。

【支援・介入】

- ・(1)④同様
- ・校内において「嘲笑、呼び捨て、あだ名文化」を禁止すべきである。

【その他】

- ・呼称は「被害者・加害者」から「対象児童生徒・関係児童生徒」とした方がよい。

12

1 第2回熊本市教育行政審議会のまとめ

(2) いじめの調査について

①現在の日本のしくみは調査偏重であるため、今後は被害者支援や加害者への介入に重きをおくべきではないか

追加でいただいた意見の要約

【いじめ防止対策推進法】

- ・ 現行のいじめ防止対策推進法では、いじめ対応は事実確認（調査）が第一であるとされている。
- ・ 従来の教育的対応（被害者や加害者への支援や介入）については合理的な意味のあるものである。

13

1 第2回熊本市教育行政審議会のまとめ

(2) いじめの調査について

②調査方法、調査内容、どこまで調査すべきかなどを見直し、教師の負担を軽減すべきではないか

前回の審議会での意見の要約

【方法】

- ・ 記録や録音をルール化すべきである。
- ・ こどもの権利サポートセンター等専門機関との役割分担をする。（学校外のことなどは専門機関へ）
- ・ 防犯カメラを設置するとよい。客観的な証拠となり、検証が可能で聴取の必要がなくなるケースも出てくる。

【内容】

- ・ 児童生徒の負担も考えて、調査内容の重複聴取はしないようにする。調査項目は整理し、関係者で情報共有をする。

14

1 第2回熊本市教育行政審議会のまとめ

(2) いじめの調査について

③学校が調査をすることで第三者ではなく当事者として介入したと見られ、中立の立場として見られなくなるのではないか

前回の審議会での意見の要約

【中立性の担保】

- ・中立性を保つため、学校外の公的施設（あいぱる等）で聴取を行う。
- ・聴取をするときには学校や教育委員会以外の第三者等が必ず立ち合う、といったシステムを作るとよい。

【学校による調査】

- ・最初の聴取は保護者と合意形成を図ったうえで身近な教職員が行うなど、児童生徒への配慮をする。
- ・ガイドラインの作成し、年度当初に保護者に配布し、理解をしてもらう。

15

1 第2回熊本市教育行政審議会のまとめ

(6) 事務局から追加で審議していただきたい論点

①いじめについて学校はどこまで対応するべきか

前回の審議会での意見の要約

○勤務時間外の対応について

- ・保護者が19時ごろ来る、1間程度激昂するという段階で校長が対応するべきである。
- ・時間で切ることは大事なので、教育委員会からガイドラインを出すべきである。

○警察等外部機関が関わる事案について

- ・警察などによる聴取のあとは児童生徒へのケアが必要である。
- ・学校の権限を限定する必要がある。
（例）窃盗→学校独自で対応せず、警察と連携する。
- ・警察への被害届の提出後は、対応先を学校から教育委員会へ移すべきである。

16

1 第2回熊本市教育行政審議会のまとめ

(6) 事務局から追加で審議していただきたい論点

①いじめについて学校はどこまで対応すべきか

前回の審議会での意見の要約

- SNS利用によるいじめへの対応について
 - ・専門的な組織に協力を頼むこともよい。
 - ・学校に起因するものとそうではないものに分けて対応すべきである。

追加でいただいた意見の要約

- SNS利用によるいじめへの対応について
 - ・現状のいじめ防止対策推進法ではSNSでのいじめを発見・通報があったら学校は対応しなければならない。
 - ・証拠保全は学校の安全配慮義務の履行となる。基本的にはスクールロイヤーや警察と協議して決めておくもよい。

17

1 第2回熊本市教育行政審議会のまとめ

(6) 事務局から追加で審議していただきたい論点

②学校は保護者以外の児童生徒の関係者にどこまで対応すべきか（祖父母、保護者の知人等）

前回の審議会での意見の要約

- ・対応マニュアルを作成すべきである。
(案) 知人の同席は不可
専門職の資格保有者（弁護士や福祉士など）は立ち会ってよい
親族の人数を制限する：（例）親権者に準ずるもの1名まで

※学校内の安全確保の視点から、授業時間内の立ち入りは保護者に限るなど制限する必要もある。

18

1 第2回熊本市教育行政審議会のまとめ

(6) 事務局から追加で審議していただきたい論点

③当事者双方が被害を主張した場合どのように対応すべきか

第三者委員会の調査が必要な場合はそれぞれに立ち上げて対応する必要があるのか

追加でいただいた意見の要約

- ・ 法的には当事者が同じでも別個のいじめとして扱うべきである。ただし、同じ調査上で調査することは違法ではない。

19

2 第3回審議会の論点

(3) いじめの定義について

①いじめの認定基準（定義）や制度を見直したり、重大事態の指針を示したりする必要があるのではないか

②いじめの行為を整理し、「冷やかし」「からかい」などの具体的な分類とそれに対する対応指針を明確にする必要があるのではないか

③学校も保護者も、法の文言の解釈や理解に苦勞しているのではないか

20

2 第3回審議会の論点

(4) 第三者委員会について

- ①委員も訴訟のリスクや懲戒請求の対象になっていて、精神的・身体的負担が大きいのではないか
- ②委員の報酬が、活動に対して見合った報酬になっていないのではないか
- ③委員を選定する際、弁護士などの専門家の確保が困難である現状をどのようにすべきか

21

2 第3回審議会の論点

(6) 事務局から追加で審議していただきたい論点

- ①いじめについて学校はどこまで対応すべきか
 - 勤務時間外の対応について
 - 警察等外部機関が関わる事案について
 - SNS利用によるいじめへの対応について
- ②学校は保護者以外の児童生徒の関係者にどこまで対応すべきか（祖父母、保護者の知人等）
- ③当事者双方が被害を主張した場合どのように対応すべきか
第三者委員会の調査が必要な場合はそれぞれに立ち上げて対応する必要があるのか

22

2 第3回審議会の論点

(6) 事務局から追加で審議していただきたい論点

④学校はいじめの対象児童生徒と関係児童生徒の両方に寄り添った対応をしたいが、両保護者がそのことに納得を示さない場合どのように対応すべきか

⑤欠席するための理由をいじめと主張された場合、どのように判断すべきか

⑥どのような基準で第三者委員会を立ち上げるべきか

23

3 具体的な対応策について

事例3 「いじめの定義について」

【概要】

9月上旬、生徒A母から「生徒Aが生徒Bや生徒Cから7月より嫌なことをされている。」と担任に架電。

翌日、担任が生徒Aに確認すると、嫌な思いをしていることが分かったため、個人指導や学級指導を行う。その後も生徒A母から「まだ続いている。」などの連絡が続き、指導を行うが、生徒Aが教室に入れない日が増加。

9月中旬、生徒B、Cが生徒Aに謝罪をしたが、1週間後、再度いじめがあったと生徒A母から手紙があり担任が生徒B、Cに確認をしたところ、生徒Aも同じようなことをしていると発言あり。

10月中旬、生徒A母より教育委員会にも訴えがある。

10月下旬、学校は生徒とその保護者を呼んで謝罪の会を開く。生徒B、Cの保護者は家庭でも指導するとのことだったが、生徒Aも同様のことをしているのに生徒Aの父母から謝罪がなかったこと、一方的にいじめの加害者扱いされていることに立腹。

24

3 具体的な対応策について

事例3 「いじめの定義について」

第3回審議会の論点との関連

(3) いじめへの定義について (スライドp.20)

①との関連

- 生徒Bと生徒Cが生徒Aにこそこそ話をする、にらむ、噂話をする、無視する、溜息をつく。
- いじめの定義を生徒B、Cの保護者に対して説明。保護者からは「嫌だと思ったらなんでもいじめになるじゃないか」と返答。

②との関連

- 生徒Bと生徒Cが生徒Aにこそこそ話をする、にらむ、噂話をする、無視する、溜息をつく。

③との関連

- いじめの定義を生徒B、Cの保護者に対して説明。保護者からは「嫌だと思ったらなんでもいじめになるじゃないか」と返答。

25

3 具体的な対応策について

事例3 「いじめの定義について」

第3回審議会の論点との関連

(6) 事務局から追加で審議していただきたい論点 (スライドp.23)

④との関連

- 生徒Aは7月頃から生徒B、Cからこそこそ話をされたり、にらまれたり、噂話をされたり、無視されたり、他の友だちとの会話を邪魔されたり、溜息をつかれたりした。
それに対し、生徒B、Cも生徒Aが生徒B、Cに同じような態度だったと感じている。

⑤との関連

- 生徒Aの体調不良による欠席に対し、生徒A母は「これまで欠席していたのはいじめが理由である。」と主張。
※生徒Aの4月から9月にかけての欠席、遅刻、早退数
欠席25日、遅刻30日、早退5日

26

3 具体的な対応策について

事例3 「いじめの定義について」

【参考】

1 1月下旬、生徒A母から「いじめはおさまっていない。だからもう本校には登校しない。」と学校に連絡。

1 2月中旬、生徒C母から「生徒Cが精神的に落ち込んでいる。一方的ないじめの加害者扱いは納得できない。」と担任に連絡。

1 2月下旬、生徒Aの欠席が30日を越えたため、学校がいじめ重大事態として捉え教育委員会に報告。また、生徒A母には2号事案で学校主体で調査すると連絡。

1 月上旬、生徒A父母より「生徒Aは自傷行為をしていた（学校は未確認）。精神的に追い込まれている現状を考えると、1号事案ではないか。学校は信用できないので教育委員会主体で調査をしてほしい。」との訴え。

1 月下旬、教育委員会が生徒Aから聞き取りを行いたい旨を伝えたところ、生徒A母が「2月下旬に生徒Aは引っ越すので聞き取りは必要ない。ただ学校がどのような指導をしてきたのかははっきりしてほしい。」などといった旨の返事があり、4月に転居。

27

3 具体的な対応策について

事例4 「第三者委員会について」

【概要1】

生徒Aが生徒Bの大事な漫画本を破損したことに對し、生徒Bが500円を要求。生徒Aが500円を払ったことで生徒Bは以後も生徒Aに数百円～数千円を奢らせる。（合計約3万円）

生徒Aの保護者の訴えで事実が発覚。

謝罪会を実施し、生徒Bは生徒Aに3万円を返金。

1か月後、生徒A保護者から「生徒Aが昼夜逆転の生活に陥り、心身のバランスを崩したのはいじめが原因」「いじめ重大事態の調査をしてほしい。」との訴え。

学校はいじめ重大事態の1号事案として調査の必要性ありと判断。

生徒Aの保護者は学校や教育委員会は隠蔽した調査を行うおそれがあるということで第三者委員会での調査を希望。

教育委員会は関係諸団体に委員推薦の依頼をするが、委員のなり手不足から第三者委員への委嘱は5か月後となる。

28

3 具体的な対応策について

事例4 「第三者委員会について」

【概要2】

「委嘱までの経緯」

- ・ 12月下旬、生徒A保護者が第三者委員会での調査を要求
- ・ 2月中旬、教育委員会より大学、県弁護士会、県精神科病院協会、臨床心理士会に推薦依頼を提出
- ・ 4月中旬、4人の委員が選出
- ・ 5月下旬、報道公開で第三者委員会への委嘱

「第三者委員会における調査の報酬、調査回数等」

- ・ 報酬：一人当たり約24万円（日額1万円＋原稿料）
- ・ 調査回数：19回【聴き取り10回、協議9回】
 - ※1回の聴き取り、協議の時間：約2時間～3時間
- ・ 調査期間：12か月（実際の調査9か月、原稿作成3か月）
- ・ 調査報告書：本文のみで（資料ページ別）83ページ
- ・ 原稿料：4百字詰め原稿用紙1頁1千円で約22万円

29

3 具体的な対応策について

事例4 「第三者委員会について」

【概要3】

翌年5月、調査報告書完成。生徒A、Bの保護者に手交。

生徒Aの保護者は納得せず、第三者委員会の不当な調査によって心身の苦痛を受けたとして、熊本市に対し損害賠償を請求する訴訟を起こす旨と第三者委員の弁護士に対して懲戒請求をする旨を教育委員会に連絡。

教育委員会は生徒Aの保護者に再調査を市長に意見することができる旨を説明。

生徒A保護者は再調査も求めるし、訴訟も起こすと教育委員会に連絡。

30

3 具体的な対応策について

事例4 「第三者委員会について」

第3回審議会の論点との関連

(4) 第三者委員会について (スライドp.21)

①との関連

○委員が訴訟のリスクや懲戒請求の対象になる可能性があり、精神的・身体的負担が大きい

②との関連

○委員の報酬が、活動に対して見合った報酬になっていない

③との関連

○調査要求から委嘱まで約5か月もの時間を要した

(6) 事務局から追加で審議していただきたい論点 (スライドp.23)

⑥との関連

○昼夜逆転による心身の不調のような症状を理由にしたり、学校や教育委員会への不信感を理由にしたりして第三者委員会の調査を求められることがあるため、第三者委員会の設置の基準が必要

31

4 報告 (進捗状況について)

対応方針	担当課	進捗状況
1-1(3) 音声記録・動画記録等による客観性の担保	教育政策課 教職員課 総合支援課 健康教育課 人権教育指導室	○関係課による集合会議を行い、各課の意見を踏まえ、アンケートを作成。 ○12月24日～1月13日まで、市立学校の児童生徒・児童生徒の保護者・市立学校勤務の教職員を対象にアンケートを実施。 ○現在、アンケート結果の集計・分析を行っており、報告資料を作成後、教育委員会会議で報告を予定。

※ その他の対応方針についても担当課で対応中

32

4 今後のスケジュール

熊本市教育行政審議会（令和7年度）			
令和7年	9月9日	第1回	諮問、国や本市の現状・課題、意見交換
	11月25日	第2回	検討項目の整理、事例検討①
令和8年	1月26日	第3回	前回のまとめ、事例検討②
熊本市教育行政審議会（令和8年度）			
令和8年	5月予定	第4回	前回までのまとめ、委員と事務局との意見交換
	8月予定	第5回	答申案検討
	10月又は 11月予定	第6回	答申案検討
令和9年	1月予定	手交式	答申手交式

● 事例 1 についての意見

・事例 1 の検討の際に議論されていた「初期対応の重要性」という争点が非常に気になっていたもので、この点に関する問題提起をさせていただきました。

・事例 1 のケースに関しては、「7月に消しゴムを紛失した際にみんなに言わないで、と児童が申告した」ことを重く受け止めて初期対応すべきだった、とえば確かにそうだと思いますのですが、これが靴とか筆箱一式とかならともかく、消しゴム 1 個の紛失に「みんなに言わないで」という児童の申告が付いただけで、「いじめを疑って」そこまで何かをすべきだったのかと言われると、学校現場の現実として、教師は本当にそこまで一人ひとりの児童に対して手取り足取り気にかけていかなければならないのか、という疑問があります。つまり、児童の申告だけでなく、紛失した物にも着目すべきではないかなと思いました。

・仮に、もし当日欠席していた児童や、給食を残してしまった児童等、他にも気になる児童がいたとしたら、むしろ教師の業務としてはそちらの対応のほうが優先順位は高いはずなのに、（後日深刻な事態が生じたとはいえ）消しゴム 1 個を紛失した児童にまで気にかけていたら教師の負担は相当なものになってしまうのではないかと懸念しています。

・「初期対応の重要性」は、ほとんどのいじめ重大事態調査報告書でも指摘されているのですが、初期対応には教育的裁量と対応可能性も存在することは事実です。また、初期対応の「初期」というのがどの時点を目指すのかも重要で、事例 1 のケースではそれが果たして 7 月の時点なのか、事実的因果関係の出発点を特定することは難しいかもしれません。極論を言えば、最終的には、当事者の生い立ち・発育環境までさかのぼって対応策を講じる必要すら議論されかねず、「初期対応の重要性」についてはもう少し精緻な議論が必要のように感じました。

● (1) いじめへの対応についての③と④について

・③については、「教育」としての優先順位が根本的に間違ってきているのではないかと心配しています。いじめといっても現状の法律の下では些細なトラブルもいじめとして扱うので、いじめにも程度の差があるはずであり、そう考えると他の児童生徒への対応とも比較しながら優先順位を判断しなければならないと思います。そうでないと、教師が疲弊し、本当に優先しなければならない子の対応ができなくなります。

・④については様々な教育観があるところなので、難しいところです。現在のいじめ対応では妥当ではない考え方もかもしれませんが、「10 勝 10 敗を経験した子」と「1 勝 0 敗あるいは 0 勝 1 敗しか経験していない子」と、どちらが本当に社会に出て人の幸せや悲しみを理解できるか、ということが気になっています。といっても、一線を越えて傷つけることは許されず、試合にもルールがあるように、そのルールを守りながら、人を傷つけてしまったり、傷つけられたりすることで、学んでいくこともあるのではないかと考えているので、加害者・被害者にそういう支援ができないか、とは考えることがあります。

● (2) いじめの調査の①について

・いじめ防止法は、従来教育的に対応してきたいじめ対応の不適切さを根本から改めて、法的対応を重視するようにしているので（要はいじめ対応の「法化」）、事実確認（つまり調査）がまず第一で、支援や介入の視点は後退すると思います。これは、従来の教育的対応には実は合理的な意味があったことを検証せずに法を性急に制定してしまった弊害だと思っています。

● (6) 事務局から追加で審議していただきたい論点

・①について、法律的には SNS の利用管理権は学校にない（保護者が管理権者）ので、学校が積極的に認知する必要はないが、現状のいじめ防止法では SNS でのいじめを発見・通報があったら学校は対応しなければならないです。

・法律論としては反対論も当然あると思いますが、生徒のスマホ等で SNS の利用状況を確認し、証拠を保全するのは、児童生徒に対する学校の安全配慮義務の履行として許容されると思います。また、基本的にはスクールロイヤーや警察と協議して事実確認の手法を決めておくとういことです。

・③について、法律的には当事者が同じでも別個のいじめとして扱うべきだが、調査についても別個の手続きですのような要求は法律上存在していないので、同じ調査上で調査することは違法ではないと思います。

いじめの加害者の児童生徒と保護者への対応について

末富 芳（日本大学・文理学部・教授）

(1) 事案の概要

※第 2 回審議会・参考資料 2 をもとに実際の事例を再構成しています。

令和 7 年度が開始し、生徒 A(いじめ被害を申し立てた生徒)と生徒 B は順調に登校していた。前年度の経緯をふまえ、A・B と 3 人組の交友関係にあった生徒 C は、生徒 A と同じクラスに編成された。

5 月初旬、生徒 A から担任教諭に対し、「生徒 C ににらまれる」「休み時間に生徒 B と生徒 C が自分の悪口を言っているようだ」との相談があった。

担任が生徒 B・C に個別に聞き取りを行ったところ、生徒 C は「悪口は言っていないし、にらんでもいない」と否定した。管理職にも報告し、その後、担任および学年団で実態把握（見守り）を継続したが、表面化する大きなトラブルは見られなかった。

9 月中旬、生徒 A が連続して遅刻するようになり、5 月と同様の訴えを担任に伝えてきた。この段階でいじめアンケートと周辺生徒への聞き取りを実施したところ、以下の事実が確認された。

- ・生徒 B が生徒 A にあだ名をつけ、直接ではないが本人や周囲に聞こえる状況で何度か口にしていった。
- ・生徒 C はその様子を笑って見ているなど、その場を助長する行為が確認された。

担任は生徒 B・C に対し、再度個別面談を実施。あだ名での呼称を禁じるとともに、生徒 C には生徒 A への威圧的な視線（にらみ）に注意するよう指導した。

生徒 C は「にらんでいない。またあだ名は聞いていただけで言っていない。自分以外に他の生徒も笑っていた。」と主張した。

翌日、生徒 C の保護者から学校に苦情の電話があり、校長への面談要望がなされた。校長・生徒指導主任と、生徒 C の保護者・親族との面談概要は以下の通りである。

「生徒 C は A に直接何もしていないのに不当に加害者に仕立て上げられた。担任を信じられないと言っている」

「にらんだという主張は生徒 A の思い込みであり、あだ名を言ってもいないのにいじめというのはおかしい。生徒 A と担任による生徒 C への嫌がらせである」

「生徒 A の言い分を一方向的に信じる担任は指導力不足である。むしろ、生徒 A にカウンセリングや別室指導を受けさせるべきではないか」

「受験への影響が懸念される。指導力の低い担任が公平な調査書を作成すると思えないため、即時の担任交代を求める」

校長・生徒指導主任は経緯を説明したが、保護者・親族の主張は変わらず平行線となった。学校側は担任交代は難しいと説明したが、調査書については「受験前に保護者が内容を確認すること」を認める回答をした。

(2)論点：イングランド教育省ルール・学校いじめ防止指針、大阪市学校安心ルールを手がかりに

イングランド教育省ルール（別紙）

→イングランド内のすべての学校（日本人学校・パブリックスクールなどの政府補助を受けない独立学校を含む）で学校いじめ防止指針(Anti Bullying Policy)の策定・遵守が義務化されている

日本では大阪市学校安心ルールがイギリスの政策にやや近い事例として注目される。

論点①：いじめ被害に関する保護者への知識の保障とルール共有

例) The Kingsley School いじめ防止指針

- ・学校はいかなる形態のいじめも容認しないことを保護者に理解してもらうために、方針や手続きの策定に保護者を参加させる措置をとる。(和訳 p.15)
- ・いじめに関する重要な情報（方針や連絡先を含む）を、学校のウェブサイトを含め、様々な形で保護者が入手できるようにする。(和訳 p.15)

論点②：直接加害をしていない事案でのいじめ認定基準

例) The Kingsley School いじめ防止指針

- ・いじめには、名前を呼ぶ、なじる、あざける、攻撃的な発言をする、蹴る、殴る、持ち物を奪う、攻撃的な落書きをする、噂話をする、グループから人を排除する、人を傷つける真実でない噂を広めるなどが含まれる。(和訳 p.10)
- ・これには、ネット上で表現される容認できない行動も含まれ、ネットいじめと呼ばれることもあります。これには、電話、テキスト、インスタントメッセージ、ゲーム、ウェブサイト、ソーシャルメディアサイト、アプリを通じて、攻撃的、動揺させるような不適

切なメッセージを送ること、攻撃的または品位を傷つけるような写真やビデオを送ることなどが含まれます。(和訳 p.10)

論点③：校則・学校教育目標へ人権擁護目標および「反いじめ(Anti Bullying)」の位置づけ

例) The Kingsley School いじめ防止指針

ポリシー 目標(和訳 p.8)

- ・この方針は、全校生徒の参加を得て採択されました。
- ・キングスレー・スクールは、大人、子供、若者のいじめがいかなる形であれ許されない、反いじめの文化を発展させることを約束します。
- ・キングスレー・スクールは、生徒が個人的にもオンライン上でも、自分自身と他人を尊重できるような、思いやりのある環境を提供することを約束します。

論点④：教職員の安全保護（不当な保護者対応への指針）

例) The Kingsley School いじめ防止指針

- ・キングスレー・スクールは、生徒のいじめを防止し、取り組むための措置を講じます。しかし、生徒、保護者、他のスタッフによるものであれ、スタッフや保護者を含む大人に対するいじめも容認できないことを認識することも同様に重要です。(和訳 p.13)

論点⑤：早期対応・早期発見、被害者中心主義の徹底、外部機関連携ルールの明示

例) The Kingsley School いじめ防止指針

- ・いじめが疑われる場合、または報告された場合、相談または目撃した職員が直ちに対応する。(和訳 p.11)
- ・学校は、いじめられている人に適切なサポートを提供し、その人が直ちに危害を受ける危険性がないことを確認し、適切な場合には、その人を意思決定に参加させます。(和訳 p.11)
- ・必要であれば、犯罪が行われた場合は警察、子どもが重大な危害を受ける危険があると思われる場合は、アーリーヘルプや子どもの社会的養護を含む他の地域サービスなど、他の機関に相談したり、関与したりすることもある。(和訳 p.11)

学校でのいじめ

コンテンツ

- 法律
- [いじめの報告](/bullying-at-school/reporting-bullying)
- [学校外でのいじめ](/bullying-at-school/bullying-outside-school)
- [いじめ - 定義](/bullying-at-school/bullying-a-definition)

法律

いじめの中には違法行為があり、[警察に通報する必要があるものがあります](http://www.police.uk)。<http://www.police.uk> 具体的には以下のものがあります。

- 暴力または暴行
- 盗難
- 繰り返しの嫌がらせや脅迫（例えば、悪口、脅迫、電話、メール、テキストメッセージによる虐待など）
- ヘイトクライム

 **自分または他の人が差し迫った危険にさらされている場合は、999に電話してください。**

学校と法律

法律により、すべての公立学校（私立学校は除く）は、生徒間のあらゆる形態のいじめを防止するための措置を含む行動方針を実施しなければなりません。

この方針は学校によって決定されます。すべての教師、生徒、保護者にその内容を伝える必要があります。

差別禁止法

学校は[反差別法に \(/discrimination-your-rights\)](/discrimination-your-rights)も従わなければなりません。これは、教職員が学校内での差別、ハラスメント、そして不当な扱いを防止するために行動しなければならないことを意味します。これはイングランドとウェールズのすべての学校、そしてスコットランドのほとんどの学校に適用されます。

北アイルランドには[異なる差別禁止法があります。](http://www.equalityni.org/sections/default.asp?secid=2)
(<http://www.equalityni.org/sections/default.asp?secid=2>)

→ **次**
[いじめの報告 \(/bullying-at-school/reporting-bullying\)](/bullying-at-school/reporting-bullying)

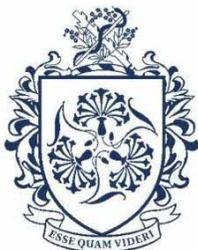
[ガイド全体の印刷可能なバージョンを見る \(/bullying-at-school/print\)](/bullying-at-school/print)



OGL

すべてのコンテンツは、特に明記されていない限り、[Open Government Licence v3.0](#) に基づいて利用できます。

© クラウン著作権



THE
KINGSLEY
SCHOOL

キングスレー・スクール いじめ防止方針	
規制	あり
バージョン	2025.01
作成者および校閲者	副校長（ウェルビーイングおよびパストラル）
承認機関	教育委員会
承認日	2025年ミカエル学期
見直しサイクル	毎年
最終審査日	2025年ミカエル学期
次回の見直し日	2026年12月期

内容

政策目標.....	3
他の学校方針および慣行との関連.....	3
法律との関連.....	3
いじめの定義.....	3
本方針の対象となるいじめの形態と種類.....	4
SEND またはその他の障害を持つ児童.....	4
学校のモットー.....	5
いじめへの対応.....	5
ネットいじめ.....	6
生徒への支援.....	6
大人の支援.....	7
いじめ防止環境.....	7
方針と支援.....	8
教育・研修.....	8
生徒の参画.....	8
保護者との関わりと連絡.....	9
モニタリングとレビュー：方針の実践.....	9
役立つリンクと支援組織.....	9

本方針は、DfE ガイダンス「いじめの防止と対処」2017年7月とその補足文書に基づいている。また、DfEの法定ガイダンス4「Keeping Children Safe in Education」2024および「Sexual violence and sexual harassment between children in schools and colleges」ガイダンスも考慮しています。また、チャイルドネットの「ネットいじめ」も読んでいます：理解し、防止し、対応する：学校向けガイダンス」を読んでいる。

ポリシー 目標

- この方針は、キングスレー・スクールがあらゆる形態のいじめを防止し、取り組むために何をするのかを概説するものです。
- この方針は、全校生徒の参加を得て採択されました。
- キングスレー・スクールは、大人、子供、若者のいじめがいかなる形であれ許されない、反いじめの文化を発展させることを約束します。
- キングスレー・スクールは、生徒が個人的にもオンライン上でも、自分自身と他人を尊重できるような、思いやりのある環境を提供することを約束します。
- キングスレー・スクールは、生徒が親切で、公正で、正直であることを奨励し、その結果、生徒の中にかつ織細にサポートされることを確認することを約束します。
- キングスレー・スクールは、生徒がいじめの事例を報告する方法を知り、生徒が効果的かつ繊細にサポートされることを確認することを約束します。

他の学校の方針およびの 実践との関連

この方針は、以下のような学校の方針、実践、行動計画と関連しています：

- 人間関係の実践（行動）方針
- 苦情に関する方針
- 保護方針と児童保護方針
- オンライン安全および利用規定（AUP）
- カリキュラム方針PSHEEとICT
- 携帯電話およびソーシャルメディアポリシー
- 財産の搜索および没収に関する方針

法律へのリンク

いじめに対する学校の対応や措置、刑法や民法を定めた法律がいくつかある。これらには以下のものが含まれる（ただし、これらに限定されるものではない）：

- 2006年教育検査法、2011年教育検査法
- 2010年平等法
- 1989年児童法
- 教育（独立学校基準）規則 2015（適切な場合）
- ハラスメントからの保護 1997年
- 1988年悪質通信法 1986年公序良俗法 本方針を学校コミュニティに伝達することは、

教頭の責任である：

- 教頭は本方針を学校コミュニティに伝え、懲戒措置が公正、一貫、かつ合理的に適用されるようにし、上級指導者チームのメンバーから全体的な責任を負う者を指名する。
- ガバナーは、本方針の監視と見直しにおいて主導的な役割を果たす。
- ガバナー、上級指導者、教職員、非教職員を含む全職員は、本方針を支持し、支持し、適宜実行すること。
- 保護者は子供をサポートし、学校と協力すること。
- 生徒は本方針を遵守する。
- 生徒は、いじめがあった場合、次の方法で報告することが奨励されます：
 - 希望する教職員に話す。
 - 希望する教師またはスタッフにEメールする。
 - 舎監に相談する。

いじめの定義

- いじめとは、「個人または集団による、意図的に長期間にわたって繰り返される行動」と定義することができる。

身体的または精神的に他者を傷つける行為」と定義される。(DfE "Preventing and Tackling Bullying", July 2017)

- いじめには、名前を呼ぶ、なじる、あざける、攻撃的な発言をする、蹴る、殴る、持ち物を奪う、攻撃的な落書きをする、噂話をする、グループから人を排除する、人を傷つける真実でない噂を広めるなどが含まれる。
- これには、ネット上で表現される容認できない行動も含まれ、ネットいじめと呼ばれることもあります。これには、電話、テキスト、インスタントメッセージ、ゲーム、ウェブサイト、ソーシャルメディアサイト、アプリを通じて、攻撃的、動揺させるような不適切なメッセージを送ること、攻撃的または品位を傷つけるような写真やビデオを送ることなどが含まれます。
- いじめは、児童対児童の虐待の一形態であると学校は認識しています。いじめは精神的な虐待であり、子どもの情緒の発達に深刻な悪影響を及ぼす可能性があります。

このポリシーの対象となるいじめの形態と種類

いじめは誰にでも起こる可能性があります。本方針は、以下を含むあらゆるいじめの種類と形態を対象とする：

- 外見に関するいじめ
- 幼い養育者、養護されている子供、その他家庭環境に関連したいじめ
- 身体的／精神的健康状態に関連するいじめ
- 身体的いじめ
- 感情的いじめ
- 性的いじめ
- オンラインまたはネットいじめと呼ばれるテクノロジーを介したいじめ
- 偏見に基づくいじめ（保護されるべき特性を持つ人々／生徒に対するもの）
 - 人種、宗教、信仰、信念に関するいじめ、信仰を持たない人に対するいじめ
 - 民族、国籍、文化に関するいじめ
 - 特別な教育的ニーズや障害（SEND）に関連するいじめ
 - 性的指向に関連するいじめ（同性愛嫌悪／バイフォビックいじめ）
 - 性別に基づくいじめ（トランスフォビックいじめを含む）
 - 10代の親に対するいじめ（平等法に基づく妊娠・出産）

SENDまたはその他の障害を持つ子供たち

いじめは、最も有害な形態の差別の一つである。いじめには、言葉による嘲笑、悪口、身体的傷害、器物破損、噂の流布、仲間はずれ、嘲笑などが含まれます。いじめは、障害のある生徒がしてはいけないことをさせたり、意図的にその生徒の不快感や孤立感を操作したりすることもある。携帯電話、ウェブサイト、電子メールを通じて行われることもある（ネットいじめ）。SENや障害のある児童生徒の中には、自分がいじめられていることや、自分の行動が誰かにいじめと見られていることに気づかない場合があります。

SENや障害を持つ子どもたちの支援に関する決定には、主に2つの定義が用いられる。それは、1995年の障害者差別禁止法（Disability Discrimination Act 1995）による障害者の定義で、「身体的または精神的な障害により、通常の日常生活を営む能力に実質的かつ長期的な悪影響がある者」と、特別教育ニーズ（Special Educational Needs）による定義で、学習上の困難や障害により、同年齢の他の子どもたちよりも学習や教育へのアクセスが困難な子どもたちである。

SENや障害を持つ学習者は様々なニーズを持っているため、適切なアプローチを選択する際、学校は感受性を働かせ、関係する子供たちの長所を認識する。例えば、数日後に事件の詳細を思い出すのに苦労する学習者もいる。このような学習者の場合、意味のあることであるならば、すぐに行動を起こすべきである。SENや障害のある学習者の中には、いじめの行動を認識できない人や、いじめの行動をしている子どもを特定できない人もいる。そのような状況では、傍観者との協力や継続的な積極的な取り組みが最も生産的である。

学習障害、感覚障害、行動的・感情的・社会的困難（BESD）を含む様々なニーズを持つ学習者は、自分の意見を述べるために特別なコミュニケーション支援を必要とする場合があります。いじめを報告する際、職員は彼らの理解を確認する必要がある。例えば、自閉症の子どもは多くは、社会的な状況において、自分よりもはるかに多くのことを理解していると思込んでいる。偏見に対抗し、前向きな気風を育てるために、学習者とともにさまざまなツールを開発することができる。例えば、ポスター、映画、パワーポイントのプレゼンテーション、トピックを調べたり、学校向けの情報を作成したりするオンライン活動、そして、次のようなことに焦点を当てた集会などである。

さまざまなニーズに応える

学校の理念

キングスレー・スクールのコミュニティは、あらゆる形態のいじめが、特に対処されずに放置された場合、個人に壊滅的な影響を与える可能性があることを認識しています。いじめを効果的に防止し、取り組むことで、当校は、生徒が学び、潜在能力を発揮できる安全で規律正しい環境を作ることができます。

コミュニティ

- いじめ防止の方針と実践を定期的に監視し、見直す。
- いじめを防止するために、好ましい人間関係を促進するようスタッフをサポートする。
- 人間関係実践（行動）方針を通して、好ましい人間関係を促進する。
- ポジティブ教育SOARプログラムを通して、地域社会の強みを促進する。
- 学生舎監が生徒と協力していじめを教育し、防止することを奨励する。
- 電話禁止の学校として運営されており、予科生から上級生まで、学校に携帯電話を持ち込むことは禁止されています。また、7年生から11年生までは、鍵をかけたヨンドルのポーチに携帯電話を入れ、一日の終わりに学校を出るときに鍵を開けます。バスで通学するブレップ生は、バスの中で携帯電話を持ち、一日中ブレップオフィスで保管することができます。
- 私たちのコミュニティには、いじめやその影響を受けやすい人がいることを認識する。このことを認識することで、いじめを未然に防ぎ、必要に応じて適切なサポートを提供するための効果的な戦略を立てることができます。
- いじめを発見し、適切かつ迅速に対処する。
- いじめに関する懸念は、繊細かつ効果的に対処されること、誰もが安心して学び、いじめ防止方針を遵守することを生徒に認識させる。
- 地域社会のすべての人々が、いじめ防止方針を守るために学校と協力することを求める。
- いじめが、いじめを受けた人の家族により大きな影響を与える可能性があることを認識し、いじめに関するすべての報告について保護者と協力し、すべての段階で保護者に情報を提供しよう努める。
- いじめに対する学校の対応に関する苦情には、苦情処理方針に沿って迅速に対応する。
- いじめ防止に関する他の優れた実践例から学ぼうとする。
- 適切な場合には、自治体やその他の関連機関からの支援を活用する。

いじめへの対応

学校に報告されたすべてのいじめの事例に対処する際には、以下の手順を踏むことができる：

- いじめが疑われる場合、または報告された場合、相談または目撃した職員が直に対応する。
- 学校は、いじめられている人に適切なサポートを提供し、その人が直ちに危害を受ける危険性がないことを確認し、適切な場合には、その人を意思決定に参加させます。
- 教頭/保護責任者(DSL)、または指導部やパストラルチームの他のスタッフが、関係者全員と面談する。
- DSLは、保護上の懸念があるすべてのいじめ問題について知らされる。
- いじめに関する懸念は、繊細かつ効果的に対処されます。
- 学校は、適切な場合、他の職員に話し、知らせる。
- 学校は、児童の保護と秘密保持の方針に従い、適切な場合、保護者にその懸念と取られた措置について知らせるようにします。
- 学校関係者（行動）方針で定められた結果やサポートが実施され、必要に応じて関係者全員に通知されます。
- 必要であれば、犯罪が行われた場合は警察、子どもが重大な危害を受ける危険があると思われる場合は、アーリーヘルプや子どもの社会的養護を含む他の地域サービスなど、他の機関に相談したり、関与したりすることもある。
- 生徒に対する、あるいは生徒によるいじめが、学校の敷地外または通常の授業時間外に行われた場合（ネットいじめを含む）、学校は、その懸念が十分に調査されるようにする。必要であれば、DSLは他の学校と協力する。本ポリシーと本校の関係実践（行動）に従い、学校内での支援や制裁を含む適切な措置が取られる。
実践（行動）方針に従って、学校内での支援や制裁を含む適切な措置が取られます。

- いじめ事件の明確かつ正確な記録は、既存の手順に従って学校によって行われる。これには、決定と取られた措置に関する適切な詳細を記録することも含まれる。

ネットいじめ

いじめに関する懸念に対応する際、学校は以下のことを行う：

- いじめが報告または確認され次第、直ちに対応する。
- いじめを受けた人に適切な支援を行い、いじめを行った人と協力して、いじめが再発しないようにする。
- いじめを受けている人に、いじめ行為の証拠（スクリーンショット）を保管し、捜査に役立てるよう促す。
- 加害者を特定するために、可能な限りあらゆる手段を講じる。これには以下が含まれる：
 - 学校のシステムの利用状況を調べる；
 - 目撃者を特定し、聞き取りを行う；
 - 必要に応じて、サービスプロバイダーや警察に連絡する。
- 個人およびオンライン・サービス・プロバイダーと協力し、事件の拡大を防ぎ、攻撃的または動揺させるような素材を流通から削除するよう支援する。これには以下が含まれる：関係者が特定できない場合、または関係者がコンテンツの削除を拒否した場合、または削除できない場合は、サービスプロバイダーへの報告をサポートし、コンテンツを削除する。
 - 法律および学校の捜索・没収方針に従い、携帯電話など生徒の電子機器を没収・捜索すること。
 - 学校の行動方針に反する場合、ローカルに保管されているコンテンツやオンラインに投稿されたコンテンツの削除を要求すること。
- 学校は、いじめを行った者の態度や行動を改めさせるとともに、いじめを行った者が必要とするあらゆる援助を受けられるようにする。
- 犯罪行為が行われた場合は、警察に通報する。
- ネット上で自分を守るためにできる措置について、職員と生徒に情報を提供する。これには以下が含まれる：
 - ターゲットにされた人々に報復や返信をしないよう助言すること；
 - 連絡先リストからのブロックや削除に関するアドバイスを提供する；
 - 関係者が、どのような個人情報が公開されているかを注意深く考える手助けをすること。
- また、7年生から11年生までは、鍵をかけたヨンドルのポーチに携帯電話を入れ、下校時にロックを解除します。バスで通学するブレップ生は、バスの中で携帯電話を持ち、一日中ブレップオフィスで保管することができます。

生徒のサポート

いじめを受けた生徒は、次のような方法でサポートされます：

- 生徒を安心させ、継続的なパストラルサポートを提供する。
- 担任の教師、保護責任者、または生徒が選んだ職員と、いじめについて話し合う機会をすぐに提供する。
- いじめの証拠となる記録を残し、心配事への対応や回復力を高める方法について適宜話し合うよう助言する。
- 自尊心と自信の回復に努めること。
- 継続的な支援を提供する。これには、スタッフとの協力や会話、正式なカウンセリングの提供、親や介護者との関わりなどが含まれる。
- 必要であれば、より専門的なアドバイスやガイダンスを提供するために、より広いコミュニティや地域・国の組織と協力する。これには、アーリーヘルプや児童ソーシャルワークサービスを通じた支援や、児童・青少年精神保健サービス（CYPMHS）を通じた支援が含まれる。

いじめを行った生徒は、次のような支援を受ける：

- 何が起こったかを話し合い、懸念事項と改める必要性を確認する。
- 子どもの態度や行動を改めるよう、保護者に知らせる。
- 子どもの行動や言動について、適切な教育や支援を行う。
- オンラインの場合、コンテンツの削除を要請し、サービスプロバイダーにアカウントやコンテンツを報告する。
- その結果、学校の関係実践（行動）方針に従い、正式な警告、居残り、特権の剥奪（ネットいじめの懸念がある場合、ネットへのアクセスを含む）、有期または永久的な退学が含まれる。
- 必要であれば、より広範なコミュニティや地域/国の組織と協力し、さらなる、あるいは専門的なアドバイスやガイダンスを提供する。これには、警察からの関与や、アーリーヘルプ、子どもソーシャルワークサービス、子ども・若者精神保健サービス（CYPMHS）への紹介が含まれる。

成人の支援

キングスレー・スクールは、生徒のいじめを防止し、取り組むための措置を講じます。しかし、生徒、保護者、他のスタッフによるものであれ、スタッフや保護者を含む大人に対するいじめも容認できないことを認識することも同様に重要です。

いじめを受けたり、被害を受けたりした大人は、次のような形でサポートされます：

- 指定された保護責任者、上級職員、および／または教頭と、その懸念について話し合う機会を直ちに提供する。
- いじめの証拠となる記録を残すよう助言し、必要に応じて、懸念への対応や回復力を養う方法について話し合う。
- いじめが学校の敷地外や通常の授業時間外（オンラインを含む）に行われた場合でも、学校はその懸念を調査し、学校の行動・規律方針に従って適切な措置が取られるようにする。
- オンラインでいじめが発生した場合、攻撃的または動揺させるコンテンツやアカウントをサービスプロバイダーに報告する。
- 安心させ、適切な支援を提供する。
- より広いコミュニティや地域・国の組織と連携し、さらなる助言や専門的な指導を提供する。

いじめを行った大人は、次のような支援を受ける：

- 上級職員や教頭と何が起こったかを話し合い、懸念事項を確認する。
- 正当な苦情や懸念が提起されているかどうかを確認し、学校の正式な苦情処理手続きを案内する。
学校の正式な苦情処理手続き
- オンラインの場合、コンテンツの削除を要請する。
- 適切または必要に応じて、懲戒、民事または法的措置を取る。注：ソーシャル・ネットワーキング・サイト（SNS）での苦情への対応については、指導者向けのガイダンス（<https://www.kelsi.org.uk/child-protection-and-safeguarding>）が用意されている。

いじめの防止 環境

学校全体は次のことを行う：

- 相互尊重、他者への配慮、気遣いの文化を促進する包括的な環境を作り、支援する。
- いじめは、大人や子ども（子ども同士の虐待）を含め、コミュニティのあらゆるメンバーによって行われたり、経験されたりする可能性があることを認識する。
- SENDを持つ児童がいじめによって不釣り合いな影響を受ける可能性を認識し、必要に応じて追加の pastoral サポートを実施する。
- いじめの動機となるような人々の違いについて率直に話し合う。例えば、家庭環境の異なる子ども、保護された子ども、介護の責任を負う子ども、宗教、民族、障害、性別、セクシュアリティ、外見に関する違いなどである。
- 寛容、非差別、他者への敬意という学校の価値観を守らない習慣や言葉遣い（「雑談」を含む）に異議を唱える。
- テクノロジー、特に携帯電話やソーシャルメディアを積極的に利用するよう奨励する。

責任を持って使用する。

- あらゆる形態の偏見に基づくいじめを含む懸念事項を予防し、取り組むために、職員、より広い地域社会、外部機関と協力する。
- 弱い立場の子どもや若者のための「安全な空間」を積極的に作る。
- 積極的な校風を促進し、築き上げるために、成功と功績を称える。

方針とサポート

学校全体は、次のことを行います：

- 生徒、職員、保護者がサポートにアクセスし、懸念を報告するための様々なアプローチを提供する。
- テクノロジーの発展を考慮し、当校の実践を定期的に更新・評価し、オンライン上での積極的な行動について、地域社会のすべてのメンバーに最新のアドバイスと教育を提供する。
- 生徒が学校の敷地内にいないときでも、例えば、学校の交通機関を利用しているときや、インターネットを利用しているときなどでも、生徒を巻き込んだり、影響を与えたりするいじめが学校に持ち込まれた場合には、既存の学校の方針に沿って、適切で、相応しく、合理的な行動をとる。
- 適切な懲戒処分を実施する。いじめの結果は、事件の深刻さを反映するものであり、いじめは容認できないものであることを周囲に理解させる。
- いじめをする者といじめられた者間の問題を解決するために、さまざまな技法を用いる。

教育と研修

学校コミュニティは次のことを行う：

- 教育スタッフ、サポートスタッフ、パストラルスタッフを含む全スタッフが、あらゆる形態のいじめを特定し、学校の方針と手順に従い、適切な行動をとることができるよう教育する。
- 展示、集会、ピアサポート、スチューデントボイス、スチューデントリーダーシップなど、カリキュラムやその他の活動を通して、いじめに取り組む様々な機会やアプローチを検討する。
- 移行期などの重要な時期に、地域の他の教育環境と適宜協力する。
- いじめ防止週間などの重要な機会を通して、いじめ防止が年間を通して重要視されるようにする。
- 生徒のレジリエンスや自尊心を高めるなど、生徒の社会的・情緒的スキルを向上させるための体系的な機会を提供する。

生徒の参加

私たちは次のことを行います：

- 方針作成と意思決定に生徒を参加させ、学校の方針を理解させる。
いじめを防止するためにどのような役割を果たすかを明確にする。
- いじめの程度や性質について、定期的に児童や若者の意見を聴取する。
- すべての児童が、いじめに関する悩みや不安をどのように表現すればよいかを知っているようにする。
- いじめを行った生徒に対して、どのような制裁が適用されるかを生徒全員が知っているようにする。
- 学校でのいじめ防止キャンペーンに生徒を参加させ、学校のカリキュラムにメッセージを組み込む。
- 生徒主導の教育やサポートを提供する際に、生徒の声を活用する。
- 校内の支援だけでなく、外部のヘルプラインやウェブサイトの詳細を公表する。
- いじめを受けた生徒やいじめをしている生徒が抱える問題に対処するためのサポートを提供する。

保護者との関わりと連絡

私たちは次のことを行います：

- 学校はいかなる形態のいじめも容認しないことを保護者に理解してもらうために、方針や手続きの策定に保護者を参加させる措置をとる。
- いじめに関する重要な情報（方針や連絡先を含む）を、学校のウェブサイトを含め、様々な形で保護者が入手できるようにする。
- すべての保護者が、いじめについて悩んだときに誰に相談すればよいか、また、どこに相談すればよいかを知っているようにする。
- すべての保護者や地域社会と協力し、いじめの原因となる校門外の問題に取り組む。
- 保護者が学校と協力し、オンとオフの両方において、生徒の積極的な行動の模範となるようにする。
- すべての保護者が、適切な方法で懸念を表明するために、当校の苦情処理手続きとその効果的な利用方法を知っていることを確認する。

モニタリングとレビュー：ポリシーの実践

キングスレー・スクールは、ポリシーが一貫して適用されていることを確認するため、定期的にモニタリングと評価を行います。

- 特定された問題は、学校の行動計画に組み込まれます。
- いじめに関する懸念は、適宜、教頭に報告される。
- 指定されたガバナーまたは副校長（ウェルビーイングおよびパストラル）は、いじめの発生状況について、結果を含め、定期的に運営組織に報告する（）。

有用なリンクと支援組織

- いじめ防止同盟：www.anti-bullyingalliance.org.uk
- チャイルドライン：www.childline.org.uk
- ファミリーライブス：www.familylives.org.uk
- キッズスケープ：www.kidscape.org.uk
- MindEd：www.minded.org.uk
- NSPCC：www.nspcc.org.uk
- BIG アワード：www.bullyinginterventiongroup.co.uk/index.php
- PSHE 協会：www.pshe-association.org.uk
- 修復的司法協議会：www.restorativejustice.org.uk
- ダイアナ賞：www.diana-award.org.uk
- 被害者支援：www.victimsupport.org.uk
- ヤングマインド：www.youngminds.org.uk
- ヤングケアラー：www.youngcarers.net
- 修復的司法協議会：www.restorativejustice.org.uk/restorative- プラクティススクール

SEND

- チェンジング・フェイスズ：www.changingfaces.org.uk
- メンキャップ：www.mencap.org.uk
- いじめ防止同盟 ネットいじめと SEN および障がいのある児童・青少年：
www.cafamily.org.uk/media/750755/cyberbullying_and_send_-_モジュール_final.pdf
- DfE: SEND コード・オブ・プラクティス：www.gov.uk/government/publications/send-code-ofpractice-0-to-25

ネットいじめ

- チャイルドネット：www.childnet.com
- インターネット・ウォッチ・ファンデーション：www.iwf.org.uk
- シンク・ユー・ノウ：www.thinkuknow.co.uk
- UK セーフアーインターネットセンター：www.saferinternet.org.uk
- 英国子どもインターネット安全協議会 (UKCCIS) www.gov.uk/government/groups/uk-児童インターネット安全協議会UKCCIS

- DfE 'Cyberbullying: advice for headteachers and school staff' :
www.gov.uk/government/publications/preventing-and-tackling-bullying
- DfE 'Advice for parents and carers on cyberbullying' (いじめに関する保護者への助言) :
www.gov.uk/government/publications/preventing-and-tackling-bullying

人種、宗教、国籍

- アンネ・フランク・トラスト : www.annefrank.org.uk
- キック・イット・アウト : www.kickitout.org
- 通報する : www.report-it.org.uk
- ストップ・ヘイト : www.stophateuk.org
- ママに伝える : <https://tellmamauk.org/>
- 憎悪に反対する教育 : www.educateagainsthate.com
- 人種差別にレッドカードを www.srtrc.org/educational

LGBT

- バルナルドLGBTハブ [www.barnardos.org.uk/what we do/our work/lgbtq.htm](http://www.barnardos.org.uk/what_we_do/our_work/lgbtq.htm)
- メトロチャリティ : www.metrocentreonline.org
- EACH : www.eachaction.org.uk
- プラウド・トラスト : www.theproudtrust.org
- スクール・アウト : www.schools-out.org.uk
- ストーンウォール : www.stonewall.org.uk

セクシャル・ハラスメントと性的いじめ

- 女性と少女に対する暴力をなくす会 (EVAW)
www.endviolenceagainstwomen.org.uk
- Disrespect No Body : www.gov.uk/government/publications/disrespect-nobodycampaign-posters
- いじめ防止同盟性的いじめの防止と対応 : www.antibullyingalliance.org.uk/tools-information/all-about-bullying/sexual-and-性別関連/性的いじめの防止と対応
- いじめ防止同盟 : 性的いじめに関連した効果的ないじめ防止実践の展開に関する学校スタッフおよび専門家への助言 :
www.antibullyingalliance.org.uk/tools-information/all-about-bullying/sexual-and-性別関連
- 注 : その他のリンクは「いじめの防止と対策」(2017年7月)に掲載されています。
www.gov.uk/government/publications/preventing-and-tackling-bullying

「学校安心ルール」(スタンダードモデル)

＜基本的な考え方＞

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけることを伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会(学校)」をめざしています。
- 第1～3段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

対応段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な約束ごと		・嘘をつかない	・ルールを守る	・人に親切にする	・勉強する
第1段階	・授業時間におくれる	・からかう、ひやかす ・無視する ・物をかってに使う	・指導を素直に聞かない ・指導を無視する ・からかう、ひやかす	・物を大切にしない ・自分の机等に落書きする ・学校の物をかってに使う	・その場で注意 ・場合によっては家庭連絡 ・個別指導 ・自己を振り返る活動
第2段階	・授業のじゃまをする ・授業に関係のない話をする ・授業をさぼり校内でたむろする	・仲間はずれにする ・悪口、かげ口を言う ・こわがるようなことをしたり言ったりする	・指導に対して反抗する ・挑発的な態度をとる ・バカにしたようなことを言う	・学校の物をこわす ・夜中に出歩き徘徊する ・カードやゲーム等で賭けごとをする	・その場で注意 ・家庭連絡 ・複数の教職員による個別指導 ・数日間の自己を振り返る活動
第3段階	・授業中、故意に妨害をする ・テストのじゃまやカンニングを繰り返す ・学校をさぼり校外にたむろする	・いやがることを無理やりさせる ・暴力をふるう(プロレス技をかけるなども) ・物を故意にこわしたり、すてたりする	・指導に対して激しく反抗する ・こわがるようなことをしたり言ったりする ・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう	万引きやバイクの無免許運転・飲酒・喫煙など法律に違反するようなこと	・家庭連絡 ・一定期間の別室における個別指導及び学習指導 ・関係諸機関(警察・こども相談センター)と連携し、学校内で指導を行う。 ・状況によっては個別指導教室を活用した指導
第3段階よりも重いとされる事象や違法行為(窃盗や傷害・恐喝行為など)については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。					

＜ルール表作成上の留意点＞

※この「学校安心ルール」(スタンダードモデル)の内容は、教育振興基本計画に示している学校の安心・安全のためのスタンダードモデルです。各小中学校では、スタンダードモデルをもとに学校の実情に応じた学校安心ルールを作成し運用することができます。

※学校は児童生徒ひとりひとりの状況等も十分にふまえ、対応について判断します。

※「学校等が行うことができる対応」については、あくまでも例示であり、学校の判断で対応することがあります。

※「個別指導教室」とは、生活指導サポートセンター内に設置した教室であり、経験豊富な元校長先生等がいつでも丁寧な立ち直り支援を行う場所です。

※学校生活以外の事案に関しては、段階にかかわらず関係諸機関との連携となる場合があります。(SNSにかかる事案に関しても同様です。)

事例3 いじめの定義について

※実例をもとに内容を加工したもの

ア 概要

9月上旬、生徒A母から「生徒Aが生徒Bや生徒Cから7月より嫌なこと（こそこそ話）をされている。」と担任に架電があった。「生徒B、Cが生徒Aに嫌なことをするのは、生徒B、Cの好きな人と生徒Aが仲良く話をしていたことがきっかけだと思う。」と生徒A母から担任に伝えられた。電話の翌日、担任が生徒Aに確認したところ、こそこそ話をされたり、にらまれたりして嫌な思いをしていることが分かった。

そこで担任が生徒A、B、Cや周りの友だちから話を聞き、事実を確認したため、個人指導や学級指導を行った。しかし、その後も生徒A母から「まだ続いている。」や「嫌なことをする仲間を増やしている。」「やってもいないことをやったと噂を流されている。」などの架電や手紙が続き、その度に聞き取りや指導を行ったが、生徒Aが教室に入れない日が増えてきた。

9月中旬、生徒B、Cが（こそこそ話しているように見えた、にらんだように見えた、やってもいないことを噂されている）生徒Aに謝罪し解決したかと思えたが、生徒間での謝罪の会の1週間後、再度いじめ（こそこそ話したり、にらんだり、噂話をしたり、友だちと生徒Aが話しているのを邪魔したり等）があったと生徒A母から手紙があった。再度担任が生徒B、Cに確認をしたところ生徒B、Cは、悪気はなかったがそう見えたかもしれない、でも生徒Aも同じようなことをしていると発言したので、仲良くできるような言動を担任が生徒A、B、Cに話をした。

10月中旬、生徒A母が「いじめの内容は、こそこそ話、にらむ、噂話をする、他の友だちと生徒Aが話しているのを邪魔する、無視する、生徒Aが来ると溜息をつく等が7月からはじまった。学校には伝えているが全くおさまる様子がない。」と教育委員会にも訴えてきた。生徒Aは次第に欠席日数が増えていった。

10月下旬、生徒A、B、Cとその保護者を呼んで謝罪の会が開かれた。謝罪の会では生徒B、Cの保護者から生徒B、Cがとった行為は家庭でも指導するとの発言があった。しかし生徒B、Cの保護者は、生徒Aも生徒B、Cをにらんだり、他の友だちとこそこそ話をしたり、他の友だちと話しているのを邪魔したりしたことに対して生徒Aの父母から謝罪がなかったこと、一方的にいじめの加害者扱いされていることに立腹していたので学校は、いじめの定義を生徒B、Cの保護者に対して説明した。すると生徒B、Cの保護者が「嫌だと思ったらなんでもいじめになるじゃないですか。」と思いを伝えられた。

本件について学校が調査した結果は以下のとおりであった。

- ・生徒 A は7月頃から生徒 B、C からこそこそ話をされたり、にらまれたり、噂話をされたり、他の友だちとの会話を邪魔されたり、無視されたり、溜息をつかれたりした。
- ・生徒 B、C は生徒 A に対して故意にしたつもりはない。生徒 A も生徒 B、C に対して同じような態度をとっていたと感じていた。

イ ご意見をいただきたいポイント

○9月上旬～

- ・生徒 B と生徒 C が生徒 A にこそこそ話をする、にらむ、噂話をする、無視する、溜息をつく。このような日常的に起こりがちな行為についてもいじめとして認知しなければならないのか。 (3)①、(3)②(スライド p.20)

○10月中旬

- ・生徒 A は体調不良を理由に断続的に欠席した。生徒 A 母は、「これまで欠席していたのはいじめが理由である。」と主張するようになった。なお、生徒 A は4月から9月にかけて欠席25日、遅刻30日、早退5日であり、欠席や遅刻が多い生徒であった。このように欠席するための理由をいじめと主張された場合、どのように判断すべきか。 (6)⑤(スライド p.23)

○10月下旬

- ・いじめの定義を生徒 B、C の保護者に対して説明した。すると生徒 B、C の保護者が嫌だと思っただけなんでもいじめになるじゃないですかと思いを伝えられた。心身の苦痛を伴う行為の全てがいじめになるのか。 (3)①、(3)③(スライド p.20)

- ・本件のように双方が被害者として訴えた場合、学校や教育委員会はどう対応すべきか。

(6)④(スライド p.23)

【参考】

1 1月下旬、生徒A母が「いじめはおさまっていない。だからもう本校には登校しない。」と学校に連絡した。

1 2月中旬には生徒C母から担任に「今回の件で生徒Cが精神的に落ち込んでいる。一方的ないじめの加害者扱いは納得できない。」と学校に連絡があった。

1 2月下旬に生徒Aの欠席が30日を越えたため、学校がいじめ重大事態として捉え教育委員会に報告した。そして、学校は生徒A母にいじめにより相当の期間欠席することを余儀なくされているので2号事案として学校主体で調査することを伝えた。

これに対し生徒A父母は1月上旬に、「生徒Aは自傷行為をしていた（学校はその傷を確認できなかった）、最近眠れないや死にたくなると発言する、頭痛などの精神的・身体的症状が生徒Aに表れている。生徒Aが精神的に追い込まれている現状を考えると、1号事案ではないか。学校は信用ができないので教育委員会主体で調査をしてほしい。」と訴えた。

そこで教育委員会は、いじめにより生命、心身に重大な被害が生じた疑いがあり、かつ相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると判断し、1・2号複合事案として対応することとした。また本件は教育委員会が指導と支援をしながら学校主体で調査し、2月下旬までに調査・対応したことと再発防止について説明することを生徒Aの両親に伝えた。

1月下旬に教育委員会が生徒Aから聴き取りを行いたい旨を伝えたところ、生徒A母が「学校に戻すつもりはない。2月下旬に生徒Aと私（生徒A母）は県外にある父方の実家の近くに引っ越す。だから、生徒Aからの聴き取りは必要ない。ただ学校がどのような指導をしてきたのかはつきりしてほしい。再発防止については学校に戻ろうとは思っていないため教育委員会と学校で進めてもらえばよい。」と連絡があった。

2月下旬に学校が主体で行った調査報告書を教育委員会が手渡し、これ以上の調査は必要ないとの回答を得た。

その後は生徒Aが4月に県外に転居したために3月の対応を最後に父母からの要望等はなくなった。生徒Aの現在の状況は不明である。

4 第三者委員会についての事例

※実例をもとに内容を加工したもの

ア 概要

生徒 A が生徒 B の大事な漫画本を破いてしまった。これに対して生徒 B が 500 円の弁償を求めたところ、生徒 A が 500 円を学校にもってきた。これをきっかけに生徒 B は事あるごとに生徒 A に数百円～数千円を奢ってと言うようになった。ある日、生徒 A 保護者がこのことに気づき、「生徒 A がいじめを受け約 5 か月で約 3 万円の金銭を渡していた。」と学校に訴えてきた。生徒間の謝罪の会を行い、生徒 B は生徒 A に 3 万円を返金し、保護者間の話し合いは終わったが、生徒 B との関係悪化により、生徒 A が体調不良で休みがちになった。

謝罪から 1 か月後、生徒 A 保護者から「生徒 A が昼夜逆転の生活に陥り、心身のバランスを崩したのはいじめが原因と言っている。」と電話があり、翌日、「いじめ重大事態の調査をしてほしい。」と訴えがあった。そこで学校は、いじめの重大事態の 1 号事案として調査を行う必要があると判断した。

これを受け学校と教育委員会は生徒 A 保護者に学校主体で調査を行うと伝えたが、生徒 A 保護者は学校や教育委員会は隠蔽した調査を行うおそれがあるので第三者委員会での調査を希望すると訴えた。

そこで教育委員会は関係諸団体に委員の推薦依頼を行ったが、委員のなり手不足が要因で約 5 か月後にいじめ重大事態に係る第三者委員への委嘱が行われた。

○委嘱までの経緯

- ・ 12 月下旬に生徒 A 保護者が学校と教育委員会に第三者委員会での調査を要求した。
- ・ 1 月下旬に教育委員会が生徒 A 保護者に委員の選定についての説明を行った。
- ・ 2 月中旬に教育委員会が生徒 B 保護者に本件について第三者委員会で調査をはじめるとを伝えた。
- ・ 2 月中旬に教育委員会は大学、県弁護士会、県精神科協会、県臨床心理士・公認心理師協会に推薦依頼を提出したが、2 つの団体から推薦者がいないと連絡があったため、教育委員会は個別に委員を探すこととなり、4 月中旬にようやく 4 人の委員がそろった。
- ・ 4 月下旬に教育委員会会議で委員の承認を得た。
- ・ 5 月下旬に報道公開で第三者委員会への委嘱が行われた。

○第三者委員会における調査の報酬、調査回数等は以下のとおりであった。

・第三者委員会の調査委員：4人【学識経験者、弁護士、医師、臨床心理士】

・報酬：一人当たり約24万円（日額1万円＋原稿料）

・調査回数：19回【関係者への聴き取り10回、調査に関する協議9回】

※1回の聴き取り調査に要する時間は打ち合わせ、聴き取り、振り返りで約2時間～3時間を要した。

・調査期間：12か月（実際の調査9か月、原稿作成3か月）

・調査報告書：本文のみで（資料ページ別）83ページ

・原稿料：4百字詰め原稿用紙1頁1千円で約22万円（今回の原稿料は委員で四等分）

・原稿作成時間：約400時間で約3か月を要した。

・調査報告書が教育委員会へ提出された際は、報道機関に説明が行われた。

そして、翌年5月に調査報告書が生徒A、Bの保護者に手交された。受け取った生徒A保護者は調査報告書の内容に納得せず、調査方法が不当に生徒B寄りであったとし、第三者委員会の不当な調査によって心身の苦痛を受けたとして、熊本市に対し損害賠償を請求する訴訟を起こすと同時に、第三者委員の弁護士に対して懲戒請求すると教育委員会に連絡があった。これに対し教育委員会は、生徒A保護者に所見書で再調査を市長に意見することができると説明したが、生徒A保護者は所見書で再調査を求めると、訴訟も起こすと教育委員会に伝えた。

イ ご意見をいただきたいポイント

○昼夜逆転による心身の不調のような症状を理由に第三者委員会の調査を求められたり、学校や教育委員会への不信感から第三者委員会の調査を求められたりすることがあるため、第三者委員会の設置の基準が必要ではないか。 (6)⑥(スライド p.23)

○第三者委員が訴訟のリスクや懲戒請求の対象になる可能性があり、精神的・身体的負担が大きいのではないか。 (4)①(スライド p.21)

○調査要求から委嘱まで約5か月間もの時間を要した。 (4)③(スライド p.21)

・委員の報酬が、活動に対して見合った報酬になっていないのではないか。

(4)②(スライド p.21)

参考資料5

○熊本市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例〔労務厚生課〕

昭和31年10月6日

条例第27号

(省略)

令和3年3月24日条例第8号

(報酬)

- 第1条 特別職の職員で非常勤のもの（議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）の報酬は、別表のとおりとする。
- 2 別表において限度額が定められている報酬については、当該報酬の額は、市長が任命権者と協議して決定するものとする。
- 3 別表に掲げる特別職の職員以外の特別職の職員に対する報酬は、年額報酬にあつては300,000円、月額報酬にあつては250,000円、日額報酬にあつては10,000円、時間額報酬にあつては3,000円（医師等その職務の特殊性その他特別の事由により特に必要があると認めた場合は、年額報酬にあつては400,000円、月額報酬にあつては600,000円、日額報酬にあつては30,000円）を超えない範囲内で、規則で定める。

(平9条例1・平14条例44・平26条例6・一部改正)

(支給方法)

- 第2条 月額報酬を受ける特別職の職員が月の中途において就職、当選又は離職若しくは死亡した場合には、その月分の報酬は、日割計算によって支給する。
- 2 月額報酬を受ける特別職の職員であつて任命権者が定めるものが、月の初日（月の中途において就職又は当選した場合にあつては、その就職又は当選した日）からその月の末日（月の中途において離職又は死亡した場合にあつては、その離職又は死亡した日）までの間、その職責を果たすことができないと認められるときは、その月分の報酬を支給しない。
- 3 年額報酬を受ける特別職の職員が年の中途において就職、当選又は退職、失職若しくは死亡した場合には、月割をもってその年分の報酬を支給する。ただし、再選その他いかなる場合でも報酬を重複して支給することができない。

(昭32条例34・平7条例3・平14条例44・平14条例45・平29条例6・一部改正)

- 第3条 時間額報酬及び日額報酬は、勤務に従事した日に支給する。ただし、市長が特に

必要と認めるときは、市長が定める日に支給することができる。

2 月額報酬は、その月分を翌月の10日に支給する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、市長が定める日に支給することができる。

3 年額報酬は、9月末日及び3月末日にその月までの分を支給する。

4 前3項に規定する支給日が熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日に支給する。

5 第2項又は第3項に規定する報酬を受ける特別職の職員が離職又は死亡した場合においては、第2項及び第3項の規定にかかわらず、直ちに支給することができる。

（平7条例3・全改、平19条例6・平20条例5・平25条例6・一部改正）

第4条 報酬は、特別職の職員の申出により、口座振替の方法により支給することができる。

（昭63条例16・追加）

（報酬の減額）

第5条 市長が別に定める職にある者の報酬については、規則で定めるところにより、減額することができる。

（平7条例3・追加、平17条例3・一部改正）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日条例第6号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月24日条例第46号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表（第1条関係）（抜粋）

区分	報酬の額
公共交通協議会委員	日額 10,000円
土地区画整理評価員	日額 10,000円
土地区画整理審議会委員	日額 10,000円
土地区画整理審議会委員選挙の選挙管理者	日額 13,000円
土地区画整理審議会委員選挙の選挙立会人	日額 12,000円
自転車駐車対策等協議会委員	日額 10,000円
県営土地改良事業換地委員会委員	日額 4,500円
就学支援委員会委員	日額 10,000円以内
教科用図書選定委員会委員	日額 10,000円
図書館協議会委員	日額 10,000円以内
博物館協議会委員	日額 10,000円以内
投票管理者（期日前投票所の投票管理者を除く。）及び 開票管理者	1回につき 13,000円
選挙長	1回につき 13,000円
投票立会人（期日前投票所の投票立会人を除く。）、開 票立会人及び選挙立会人	1回につき 12,000円
期日前投票所の投票管理者	1回につき 12,000円
期日前投票所の投票立会人	1回につき 10,000円
地方自治法（昭和22年法律第67号）第174条の規定に基 づく専門委員	月額 200,000円以内
前各項に掲げる者を除くほか、熊本市附属機関設置条例 （平成19年条例第2号）第2条の規定により設置する附属 機関を組織する委員その他の構成員	日額 10,000円

熊本市いじめ防止等対策委員会運営要綱

制定 平成26年 3月28日教育長決裁
改正 平成26年 5月 1日教育長決裁
改正 平成26年10月31日教育長決裁
改正 平成27年 3月25日教育長決裁
改正 令和 7年 4月 1日教育長決済

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定により設置する熊本市いじめ防止等対策委員会（以下「委員会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、熊本市いじめ防止基本方針（以下「市の基本方針」という。）に基づくいじめ防止等のため、次に掲げる事項について調査審議等を行う。

- (1) 教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止等の有効な対策に関する専門的な見地からの審議を行うこと。
- (2) 教育委員会が必要があると認めた場合に、第三者機関として当事者間に関係を調整するなどして問題の解決を図ること。
- (3) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第24条及び第28条に基づく調査を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その他教育長が委員会において行うことが必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、4人以内の委員によって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 学識経験者
- (3) 臨床心理士
- (4) 医師

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を総理するものとする。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けた時は、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、原則として月1回の定例開催とし、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、又は資料の提供を求めることができる。

(委員を指名した調査)

第7条 委員長は、第2条第3号の調査のうち、関係者への聞き取り等の一部の事務について必要があると認めるときは、委員を指名し、これを行わせることができる。

(報告書の作成)

第8条 委員長は、第2条第3号の調査結果について報告書を作成する必要があるときは、委員を指名し、これを行わせることができる。

2 委員会は、前項の規定により委員が報告書を作成したときは、速やかにその内容を委員会で協議し、委員会の報告書として教育長に報告するものとする。

(報告書作成に係る謝礼)

第9条 前条の報告書を作成した委員には、別に教育長の定めるところにより謝礼を支給することができる。

2 前項の謝礼の額は、4百字詰め原稿用紙1枚につき1千円とする。

3 前項の規定により算定した謝礼の額が処理の実態に適合しないと特に認められる場合は、謝礼の額を増額し、又は減額することができる。

(臨時部会)

第10条 委員会に、第2条第3号に規定する調査を行うための臨時部会を置くことができる。

2 臨時部会は、4人以内の臨時委員によって組織する。

3 第3条第2項の規定は、前項の臨時委員について準用する。この場合において、同条中「委員」とあるのは「臨時委員」と読み替えるものとする。

4 臨時委員の任期は、教育長がその都度定めるものとする。

5 臨時部会に部会長をおき、臨時委員の互選によりこれを定める。

6 第4条第2項及び第3項の規定は、前項の部会長について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員会」とあるのは「臨時部会」と、「委員」とあるのは「臨時委員」と読み替えるものとする。

7 委員会は、臨時部会の調査報告をもって委員会の調査報告とすることができる。この場合において、部会長は、委員会にその内容を報告するものとする。

8 第6条から第9条までの規定は、臨時部会の会議等について準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「臨時部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「臨時委員」と、第8条第2項中「協議し、委員会の報告書として教育長に報告する」とあるのは「協議する」と読み替えるものとする。

(事務局)

第11条 委員会の庶務は、総合支援課において行う。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

重大事態調査のための学校いじめ防止等対策委員会の運営に関する要綱

制定 平成26年10月31日教育長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第28条の規定に基づく調査を行う学校いじめ防止等対策委員会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「学校いじめ防止等対策委員会」（以下「対策委員会」という。）とは、法第22条に基づき学校に設置するいじめの防止等の対策のための組織をいう。

2 この要綱において「専門家委員」とは、対策委員会の委員のうち、心理又は福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者などの専門的知識を有する者で、予め教育委員会に専門家委員として報告した者、及び第5条第2号により新たに配置する委員をいう。

(所掌事務)

第3条 対策委員会は、重大事態に対処するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 重大事態に関する調査、審議等を行うこと。
- (2) いじめを受けた児童生徒やその保護者に対し、必要な情報を適切に提供すること。
- (3) 調査及び審議を終えたときは、その結果を、いじめを受けた児童生徒やその保護者等に対し報告すること。また、教育委員会を通じて市長に報告すること。

(対策委員会の公平性・中立性)

第4条 対策委員会は、公平かつ中立に調査を行う。

(教育委員会の対処)

第5条 対策委員会が調査を行うにあたっては、教育委員会は、法第28条第3項に基づき、次に掲げる事項を行う。

- (1) 学校に対し、必要な指導及び支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、対策委員会に新たに心理又は福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者などの専門的知識を有する者を委員として配置すること。

(委員長)

第6条 対策委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、対策委員会を総理するものとする。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 対策委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、又は資料の提供を求めることができる。

(委員を指名した調査)

第8条 委員長は、調査のうち、関係者への聞き取り等の一部の事務について必要があると認めるときは、委員を指名し、これを行わせることができる。

(調査)

第9条 対策委員会は、関係者への聞き取り等対面での調査を行うにあたっては、調査対象者が未成年であるときは、当該調査対象者及びその保護者の同意を得た上で、適切な措置を講じて行う。

(報告書の作成)

第10条 第3条第3号の調査の結果について報告書を作成する必要があるときは、委員長は、委員を指名し、これを行わせることができる。

2 対策委員会は、前項の規定により委員が報告書を作成したときは、速やかにその内容を委員会で協議し、委員会の報告書として教育長に報告するものとする。

(委員の謝礼等)

第11条 対策委員会の専門家委員の謝礼の額は、日額1万円とする。

2 前条の報告書を作成した委員には、別に教育長の定めるところにより、謝礼を支給することができる。ただし、本市教職員は対象としない。

3 前項の謝礼の額は、4百字詰め原稿用紙1枚につき1千円とする。

4 前項の規定により算定した謝礼の額が処理の実態に適合しないと特に認められる場合は、謝礼の額を増額し、又は減額することができる。

5 委員が公務のため旅行するときは、旅行に要する費用を支給する。旅費の算定については、熊本市職員等の旅費支給に関する条例(昭和33年条例第22号)の定めるところによる。

(守秘義務)

第11条 対策委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第12条 対策委員会の庶務は、当該学校において行い、教育委員会は、必要に応じて指導支援を行う。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月31日から施行する。

熊本市いじめ防止等対策委員会運営要綱第9条及び重大事態調査のための学校いじめ防止等対策委員会の運営に関する要綱第11条に規定する事務の取り扱い基準

制定 平成26年10月31日教育長決裁

熊本市いじめ防止等対策委員会運営要綱（平成26年3月28日制定。以下「教育委員会要綱」という。）第9条及び重大事態調査のための学校いじめ防止等対策委員会の運営に関する要綱（平成26年10月31日制定。以下「学校委員会要綱」という。）第11条の規定により、報告書作成に係る謝礼金の支給に関し次のとおり定める。

- (1) 報告書作成にかかる謝礼金は、市長に報告する調査結果報告書の枚数により算定する。
- (2) 作成者が複数の場合の謝礼の額は、それぞれの委員の割合が等しいものとして按分により算定する。ただし、熊本市いじめ防止等対策委員会又は重大事態調査のための学校いじめ防止等対策委員会の委員長がこれと異なる割合を指定した場合は、その割合によるものとする。

附 則

この基準は、平成26年10月31日から施行する。